



和歌山市公報

令和4年（2022年）3月1日
第1722号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

| 番号 | ページ |
|---|-----|
| 5 和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（環境政策課） | 1 |
| 6 職員の互助制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（職員厚生課） | 2 |
| 7 和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課） | 3 |

【告示】

| | |
|---|---|
| 70 公示送達（市県民税普通徴収督促状、市県民税特別徴収督促状及び固定資産税・都市計画税督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課） | 3 |
| 71 公示送達（令和2年度国民健康保険料更正通知書並びに令和3年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料決定通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課） | 3 |
| 72 生活保護法の規定による施術機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（生活支援第1課） | 4 |
| 73 生活保護法の規定により指定した施術機関からの廃止の届出・・・・・・・・（生活支援第1課） | 4 |
| 74 生活保護法の規定により指定した施術機関からの休止の届出・・・・・・・・（生活支援第1課） | 5 |
| 75 和歌山都市計画公園（2・2・19号湊北公園）の変更の図書の縦覧・・・・・・・・（都市計画課） | 5 |
| 76 令和4年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（資産税課） | 5 |
| 77 身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課） | 6 |

【公告】

| | |
|--|---|
| ○ 新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（新型コロナワクチン接種調整課） | 6 |
| ○ 和歌山都市計画公園事業8・5・1号和歌山城公園の都市計画の図書の写しの縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（和歌山城整備企画課） | 7 |

【選挙管理委員会告示】

| | |
|--|---|
| 7 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） | 7 |
|--|---|

【教育委員会告示】

| | |
|-----------------------------------|---|
| 3 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） | 8 |
|-----------------------------------|---|

【規則】

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第 5 号

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則（平成 3 0 年規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 1 5 号を第 1 6 号とし、第 1 4 号の次に次の 1 号を加える。

（1 5）環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 2 条第 4 項に規定する対象事業に該当する場合にあっては、同法第 2 1 条第 2 項に規定する評価書の副本

第 9 条第 9 項第 1 号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 4 項」に改める。

別記様式第 9 号中「㊟」を削り、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 4 条第 1 項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条第 5 項」に、「1 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類」を

「1 5 環境影響評価法第 2 条第 4 項に規定する対象事業に該当する場合にあっては、同法第 2 1 条第 2 項に規定する評価書の副本

1 6 その他市長が必要と認める書類

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

2 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成 6 年規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の項中「、別記様式第 9 号」を削る。

（令和 4 年 3 月 1 日揭示済）

職員の互助制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 3 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 6 号

職員の互助制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の互助制度に関する条例施行規則（平成 1 8 年規則第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 2 号を第 5 号とし、第 1 号の次に次の 3 号を加える。

（2）職員で地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する組合の組合員であって、市立幼保連携型認定こども園（市立の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）に勤務する者

（3）職員で法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する組合の組合員であって、市立学校（市立の学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校をいう。）に勤務する用務員及び学校給食調理員

（4）職員で法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する組合の組合員であって、市立高等学校（市立の学校教育法第 1 条に規定する高等学校をいう。）に勤務する一般事務員

第 4 条中「同項第 2 号」の次に「から第 5 号まで」を加える。

第 5 条中「第 3 条第 2 項第 1 号」の次に「から第 4 号まで」を加え、「同項第 2 号」を「同項第 5 号」に改める。

附 則

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 年度 | 種別 | 備考 |
|-------|--------------|---------------------|
| 令和2年度 | 国民健康保険料更正通知書 | 納期は、令和4年3月24日に変更する。 |
| 令和3年度 | 国民健康保険料更正通知書 | 納期は、令和4年3月24日に変更する。 |
| 令和3年度 | 国民健康保険料決定通知書 | 納期は、令和4年3月24日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和4年2月28日揭示済)

和歌山市告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 施術所名称 | 氏名 | 住所又は施術所所在地 | 指定年月日 |
|-------------|-----------------------|-------|---------------------------|---------------|
| 和は18 5-3 | ただ治療院（はり） | 多田 稔 | 和歌山市新中島155-2 101号 | 令和3年9月 1日 |
| 和あ21 9-3 | 鍼灸マッサージゆらら（あん摩） | 小西利道 | 和歌山市島崎町3丁目50 | 令和3年12 月1日 |
| 和は18 6-3 | 鍼灸マッサージゆらら（はり・きゅう） | 小西利道 | 和歌山市島崎町3丁目50 | 令和3年12 月1日 |
| 和あ22 0-3 | オレンジ鍼灸院（あん摩） | 谷口嘉昭 | 和歌山市古屋97-1 1F | 令和3年12 月1日 |
| 和は18 7-3 | オレンジ鍼灸院（はり・きゅう） | 谷口嘉昭 | 和歌山市古屋97-1 1F | 令和3年12 月1日 |
| 和あ22 1-3 | マッサージ レイス治療院 和歌山（あん摩） | 玉木八重子 | 和歌山市中島52-1 アスリートONE 103号室 | 令和4年1月 11日 |
| 和は18 8-3 | つむら鍼灸整骨院（はり・きゅう） | 黒田明彦 | 和歌山市堀止南ノ丁1-1 | 令和4年1月 7日 |
| 和は18 9-3 | 山崎 郁生（はり・きゅう） | 山崎郁生 | 和歌山市栄谷976-253 | 令和4年1月 24日 |
| 和は19 0-3 | 田村鍼灸治療院（はり・きゅう） | 田村文宏 | 和歌山市金谷497 | 令和4年1月 1日 |

(令和4年2月28日揭示済)

和歌山市告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 施術所名称 | 氏名 | 住所又は施術所所在地 | 廃止年月日 |
|-------------|------------------|------|-----------------------------|----------------|
| 和は175 -3 | しえき鍼灸院（はり・きゅう） | 中瀬美砂 | 和歌山市十二番丁60番地 デュオ丸の内503号室 | 令和3年8月 23日 |
| 和あ212 -3 | オレンジ鍼灸院（あん摩） | 林田静香 | 和歌山市古屋97-1 1F | 令和3年12 月31日 |
| 和は174 -3 | オレンジ鍼灸院（はり・きゅう） | 林田静香 | 和歌山市古屋97-1 1F | 令和3年12 月31日 |
| 和は183 -3 | つむら鍼灸整骨院（はり・きゅう） | 中野 信 | 和歌山市堀止南ノ丁1-1 | 令和3年12 月20日 |
| 和は42- 26 | 田村鍼灸治療院（はり・きゅう） | 田村文宏 | 和歌山市金谷497 | 令和2年9月 30日 |

(令和4年2月28日掲示済)

和歌山市告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した施術機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

| 指定番号 | 施術所名称 | 氏名 | 住所又は施術所所在地 | 休止年月日 |
|--------------|---------------------|------|-----------------|---------------|
| 和あ20 0-31 | 訪問マッサージあすなろ（あん摩） | 小西利道 | 和歌山市黒田1-1-4-502 | 令和3年1 2月1日 |
| 和は14 9-31 | 訪問マッサージあすなろ（はり・きゅう） | 小西利道 | 和歌山市黒田1-1-4-502 | 令和3年1 2月1日 |

(令和4年2月28日掲示済)

和歌山市告示第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画公園（2・2・19号 湊北公園）
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
和歌山市伝法橋南ノ丁の一部
- 都市計画の縦覧場所
和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

(令和4年2月28日掲示済)

和歌山市告示第76号

令和4年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を地方税法（昭和25年法律第22

6号) 第416条第1項及び第3項並びに和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第65条の規定により、次のとおり関係者の縦覧に供する。

令和4年3月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 縦覧期間

令和4年4月1日（金）から同年5月31日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（木曜日は午後7時）

3 縦覧場所

和歌山市役所 2階 資産税課窓口

（令和4年3月1日揭示済）

和歌山市告示第77号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月1日

和歌山市長 尾花正啓

| 氏名 | 診療科目 | 診断する障害の種類 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|------|---------------------|--------------------|-----------|--------------|----------|
| 楊 和典 | 内科、外科、消化器科、循環器科、肛門科 | ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害 | 楊消化器クリニック | 和歌山市小松原通5-20 | 令和4年3月1日 |
| 小林良平 | 外科 | 直腸機能障害 | 和歌山労災病院 | 和歌山市木ノ本93-1 | 令和4年3月1日 |

（令和4年3月1日揭示済）

【 公 告 】

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和4年2月28日

和歌山市保健所

所長 西尾信宏

1 対象者

和歌山市に居住する5歳以上の者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 集合契約締結医療機関

(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

3 接種不適当者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 料金

無料

5 使用するワクチン

(1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という）第14条の承認を受けたものに限る。）

(2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

(3) コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

(4) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

ただし、(1)及び(2)については、対象者のうち5歳以上12歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(3)については、対象者のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18歳以上40歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(4)については、対象者のうち1回目の接種時において12歳以上の者に対して行う接種においては使用しないこと。

追加接種を行う場合においては、(1)と(2)に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、当該ワクチンは対象者のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

(令和4年2月28日揭示済)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供するとともに、公告する。

令和4年2月28日

和歌山市長 尾花正啓

1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画公園事業8・5・1号和歌山城公園

2 縦覧場所

和歌山市産業交流局観光国際部和歌山城整備企画課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(令和4年2月28日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和4年3月1日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 大西勉己

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 6, 153 人
- 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 102, 548 人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 51, 274 人

（令和 4 年 3 月 1 日揭示済）

【 教 育 委 員 会 告 示 】

和歌山市教育委員会告示第 3 号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和 4 年 2 月 28 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和 4 年 3 月 3 日（木） 午後 6 時 00 分から
- 2 場所 和歌山市七番丁 23 番地
和歌山市役所 11 階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 令和 3 年度末退職校長に対する感謝状授与について
 - (2) 和歌山市社会教育委員の委嘱について
 - (3) 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則の一部改正について
 - (4) 和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について
 - (5) 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
 - (6) 和歌山市立子ども支援センター条例施行規則の一部改正について
 - (7) 和歌山市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
 - (8) 和歌山市立学校管理規則の一部改正について
 - (9) 人事案件について
 - (10) その他

（令和 4 年 2 月 28 日揭示済）